

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

久慈市

石丁尔八恋申及

公表日

令和8年7月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による資格管理、保険給付の支給及び保健事業の実施に関する事務</p> <p>①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②国民健康保険法による資格証明書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 ⑦国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑧マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除に係る申請の受付 ⑨上記に掲げる事務に付随する事務</p> <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)による、他の医療保険者等と共同して行うオンライン資格確認の仕組みの準備や運営について、次の各号に掲げる事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を委託先の国民健康保険団体連合会(又は社会保険診療報酬支払基金)並びに再委託先の国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金が行う。</p> <p>①被保険者等の資格履歴の管理に関する事務 ②機関別符号の取得及び紐付け情報の提供に関する事務</p>
③システムの名称	<p>①市町村事務処理標準システム ②中間サーバー ③国保総合システム及び国保集約システム ④医療保険者等向け中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
①国民健康保険資格情報ファイル ②高額療養費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報提供の根拠＞</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、39、42、48、56、65、83、87、111、115、116、131、137、141、146、158、160の項</p> <p>＜情報照会の根拠＞</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71、160の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市生活福祉部市民課国保年金係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のとおり、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・標準システムの情報連携ツールを用いた特定個人情報の照会内容の登録(情報照会要求登録)を行う際、人為的ミス(当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等)が発生するリスクへの対策として、複数人による事前チェックを行った上で登録している。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された書類を郵送する際、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか等、複数人による事前チェックを行った上で郵送している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のとおり、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。 ・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等の規定に基づき、資格の管理、宛名の管理、保険証、証明書の発行、レセプトの管理、高額療養費等の各種申請書の受理及び給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書・届出書に関する確認 ②保険証・証明書の発行 ③被保険者の資格管理 ④高額療養費及び高額介護合算療養費の申請書受理及び給付における確認 ⑤療養費、特別療養費及び移送費等の申請書受理及び給付における確認 ⑥出産育児一時金及び葬祭費の申請書受理及び給付における確認 ⑦その他保険給付事務に関する確認、統計等	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による資格管理、保険給付の支給及び保健事業の実施に関する事務 ①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 ⑦国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	
平成30年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の16,30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 嵯峨 一郎	市民課長	事後	
平成30年12月27日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部総務課行政文書係	生活福祉部市民課国保年金係	事後	
平成30年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	平成30年7月20日 時点	事後	
平成30年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	平成30年7月20日 時点	事後	
令和1年6月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月20日 時点	令和元年6月12日 時点	事後	
令和1年6月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月20日 時点	令和元年6月12日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IVリスク対策」について記載	事後	
令和1年6月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月12日 時点	令和2年5月14日 時点	事後	
令和2年5月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月12日 時点	令和2年5月14日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による資格管理、保険給付の支給及び保健事業の実施に関する事務 ①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 ⑦国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務	以下の内容を追加 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)による、他の医療保険者等と共同して行うオンライン資格確認の仕組みの準備や運営について、次の各号に掲げる事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を委託先の国民健康保険団体連合会(又は社会保険診療報酬支払基金)並びに再委託先の国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金が行う。 ①被保険者等の資格履歴の管理に関する事務 ②機関別符号の取得及び紐付け情報の提供に関する事務	事前	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①国民健康保険(資格)システム ②国保高額療養費支給システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー	以下の内容を追加 ⑤国保総合システム及び国保集約システム ⑥医療保険者等向け中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	以下の内容を追加 3 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供) 1 番号法第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※番号法別表第2の30の項に係る主務省令は未公布 (情報照会) 1 番号法第19条第7号、別表第2の42、43の項 2 別表第二省令第25条、第25条の2	以下の内容を追加 (オンライン資格確認の準備業務) 1 番号法 附則第6条第4項 2 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年2月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	(なし)	十分である	事前	
令和3年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月14日 時点	令和3年6月22日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月14日 時点	令和3年6月22日 時点	事後	
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	令和4年7月29日 時点	事後	
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	令和4年7月29日 時点	事後	
令和8年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日 時点	令和8年6月24日 時点	事後	
令和8年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日 時点	令和8年6月24日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供) 1 番号法第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※番号法別表第2の30の項に係る主務省令は未公布 (情報照会) 1 番号法第19条第7号、別表第2の42、43の項 2 別表第二省令第25条、第25条の2 (オンライン資格確認の準備業務) 1 番号法 附則第6条第4項 2 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供) 1 番号法第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※番号法別表第2の30及び88の項に係る主務省令は未公布 (情報照会) 1 番号法第19条第7号、別表第2の42、43の項 2 別表第二省令第25条、第25条の2 (オンライン資格確認の準備業務) 1 番号法 附則第6条第4項 2 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和5年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①国民健康保険(資格)システム ②国保高額療養費支給システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤国保総合システム及び国保集約システム ⑥医療保険者等向け中間サーバー	①市町村事務処理標準システム ②中間サーバー ③国保総合システム及び国保集約システム ④医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和5年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日 時点	令和5年6月26日 時点	事後	
令和5年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日 時点	令和5年6月26日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月26日 時点	令和6年7月4日 時点	事後	
令和6年11月8日	I 関連情報 ー 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ー ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による資格管理、保険給付の支給及び保健事業の実施に関する事務</p> <p>①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>②国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>③国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務</p> <p>⑥国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務</p> <p>⑦国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による資格管理、保険給付の支給及び保健事業の実施に関する事務</p> <p>①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>②国民健康保険法による資格証明書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>③国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務</p> <p>⑥国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務</p> <p>⑦国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑧マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除に係る申請の受付</p> <p>⑨上記に掲げる事務に付随する事務</p>	事後	
令和6年11月8日	I 関連情報 ー 3. 個人番号の利用 ー 法令上の根拠	<p>・番号法 第9条及び別表第一の59の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p>	<p>・番号法 第9条及び別表85の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	I 関連情報 － 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 － ②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 ・番号法 第19条第8号 ・番号法別表第二 80の項及び81の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条及び第43条の2	〈情報照会の根拠〉 ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、116の項、第117条及び第118条	事後	
令和6年11月8日	IV リスク対策 － 8. 人手を介在させる作業 － 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	
令和6年11月8日	IV リスク対策 － 8. 人手を介在させる作業 － 判断の根拠	(記載なし)	次のとおり、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・標準システムの情報連携ツールを用いた特定個人情報の照会内容の登録(情報照会要求登録)を行う際、人為的ミス(当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等)が発生するリスクへの対策として、複数人による事前チェックを行った上で登録している。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された書類を郵送する際、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか等、複数人による事前チェックを行った上で郵送している。	事後	
令和6年11月8日	IV リスク対策 － 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 － 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和6年11月8日	IV リスク対策 － 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 － 当該対策は十分か【再掲】	(記載なし)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	IV リスク対策 ー 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ー 判断の根拠	(記載なし)	次のとおり、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。 ・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②国民健康保険法による資格証明書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)	②国民健康保険法による資格確認書等、特定疾病療養受療証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条、別表85の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表44の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※番号法別表第2の30及び88の項に係る主務省令は未公布 (情報照会) 1 番号法第19条第8号 2 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、116の項、第117条及び第118条 (オンライン資格確認の準備業務) 1 番号法 附則第6条第4項 2 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、39、42、48、56、65、83、87、111、115、116、131、137、141、146、158、160の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71、160の項	事後	